

盛岡市立保育所民営化計画の見直しに関する意見の募集について

1 趣旨

盛岡市では、厳しい財政状況の改善のため、「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」（平成 16 年 3 月）に基づき、「盛岡市立保育所民営化計画」（以下「民営化計画」という。）を策定し、公立保育所の全園民営化に向けて、18 施設のうち、11 施設の民営化を進めてきました。

しかし、「民営化計画」の策定から 18 年が経過し、保育を取り巻く環境は大きく変化しており、現在の社会情勢と乖離してきた部分もあることから、今後も民営化を進めていくため、見直しを行うものです。

3 民営化計画の概要及び実施状況

移行に当たっては、民営化計画に基づき、「第 1 次～4 次民営化実施計画」を策定し、事業を実施してきました。事業の概要及びこれまでの実施状況は次のとおりです。

(1) 民営化計画の概要

ア 計画の目的

(ア) 民間保育施設の機動性や柔軟性を活かした、多様な保育ニーズへの対応

（2 時間延長保育、一時預かり事業及び病児保育の実施など）

(イ) 待機児童の解消（0 歳児～2 歳児の定員増）

(ウ) より少ない経費で同等の保育サービスを提供できる方法への転換

イ 民営化の時期と対象保育所

おおむね 5 年間を単位に、その期間内における民営化の計画（実施計画）を立て、対象保育所を定め進める。

ウ 民営化の形態

民営化の形態は、施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式とする。

エ 運営の条件

(ア) 定 員：移管前の定員を下回らないこと

(イ) 受入れ年齢：0 歳から 5 歳までを受け入れること

(ウ) 職 員 配 置：保育士のうち 1 名は 10 年、3 分の 1 は 5 年以上の保育経験者等

(エ) 特別保育の実施：午後 8 時までの延長保育、一時保育、休日保育等

(オ) 給食・保健衛生：給食は自園調理方式、健康診断の実施等

オ 移管先法人の選定等

公募の条件や選定方法について規定

カ 引継ぎ及び移管後の関与

(ア) 移 行 期 間：移管先法人決定後、準備期間として最低 1 年確保

(イ) 引 継 保 育 等：引継保育をおおむね 1 年実施、三者懇談会の実施等

※引継保育に係る保育士人件費を補助

(ウ) 移管後の支援：保護者アンケート、訪問指導の実施等

※臨時保育士の雇用に係る人件費を 3 年間補助

(2) 実施状況

各実施計画期間において、2～3園の民営化を進めてきました。実施状況は次のとおりです。

計画	計画期間	移管年度	施設名	移管先法人
1 次	H18～H22	H20	津志田保育園	社会福祉法人 福振会
		H21	なかの保育園	社会福祉法人 本宮福祉会
2 次	H23～H27	H24	本宮保育園	社会福祉法人 わかば会
		H25	飯岡保育園	社会福祉法人 本宮福祉会
		H26	くろいしの保育園	社会福祉法人 岩手県同胞援護会
3 次	H28～R2	H29	みたけ保育園	社会福祉法人 岩手県同胞援護会
		H30	永井保育園	社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団
		H31	うえだ保育園	社会福祉法人 わかば会
4 次	R3～R7	R 4	東見前保育園	社会福祉法人 宇宙心会
		R 5	きたくり保育園	学校法人 岩手キリスト教学園
		R 7	手代森保育園	社会福祉法人 セントラル
未実施 (7 施設)		くりやがわ保育園、太田保育園、あべたて保育園、とりょう保育園、さくらがおか保育園、見前保育園、乙部保育園		

3 民営化計画と現状との乖離点

民営化計画における民間移管の条件について、現状との乖離点は次のとおりとなっています。

「民営化計画」における民間移管の条件	現 状
延長保育や一時預かりなどの特別保育を拡充すること	働き方改革の促進により、延長保育のニーズが減少している
0歳児保育の充実及び定員を拡大すること	少子化により、0歳児をはじめ入所児童が減少傾向にあり、定員割れする施設が増加している
民営化の方法は、民間が施設の整備と運営を行う、民間移管方式とすること	民間移管方式による希望事業者が減少している
最小の経費で最大の効果をあげること (国整備補助金を活用した施設整備等)	国整備補助金の見通しが不透明になっている
	建築諸法令上、整備自体が難しい施設が多く残されている

3 民営化計画の主な見直し内容

民営化計画について、次のとおり見直しを図ることとします。

改訂版 ページ	改正後	改正前
2 民営化の時期と対象保育所		
1 ページ	計画期間： <u>実施計画において定める</u>	計画期間： <u>おおむね5年間</u>
改訂版 ページ	改正後	改正前
4 民営化の形態（認定こども園での移行）		
1 ページ	当初から <u>幼保連携型認定こども園</u> での民営化移行を可とする。	（新設）
4 民営化の形態		
1～2 ページ	① 民間移管方式 施設の設置・運営を民間が行う方式 ② 統合（在園児受入れ）方式 現行の公立保育所の在園児を近隣の私立保育所等で引き受けて2園を統合する方式 ③ 分園運営方式 公立保育所の現行施設をそのまま法人に譲渡して運営する方式	施設の設置・運営を民間が行う <u>民間移管方式</u>
職員の処遇について		
	（外部向けの計画に記載する内容ではないため、改訂版からは削除）	<u>退職者不補充を原則とする。</u>
6 運営の条件（3）定員及び受入れ年齢		
3 ページ	<u>近隣地域の就学前児童数を勘案し、市と協議して定員を決定する。</u>	移管前の定員を下回らないこと。
6 運営の条件（6）特別保育事業（延長保育）		
4 ページ	延長保育は、最低限午後 <u>7時</u> まで実施すること。	延長保育は、最低限午後 <u>8時</u> まで実施すること。

9 引継ぎ (1) 移管までの準備期間		
6 ページ	準備期間として1年間（ <u>統合方式の場合は4年を標準とする</u> ）を確保する。	準備期間として1年間を確保する。
11 民営化を進める上での課題の整理・検討		
7 ページ	民営化を進める上で、様々な課題があることから、課題を整理するとともに、対応策について検討する。	(新設)